

奈良教育大学

目 次

I	認証評価結果	2-(16)-3
II	基準ごとの評価	2-(16)-4
	基準1 大学の目的	2-(16)-4
	基準2 教育研究組織	2-(16)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(16)-9
	基準4 学生の受入	2-(16)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(16)-17
	基準6 学習成果	2-(16)-30
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(16)-33
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(16)-39
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(16)-42
	基準10 教育情報等の公表	2-(16)-47
<参 考>		2-(16)-49
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-51
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-52
	iii 自己評価書等	2-(16)-53

I 認証評価結果

奈良教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- テレビ会議システムを活用した京阪奈三教育大学双方向遠隔授業により、他の2大学から発信される授業科目を効果的に受講できる教室設備と体制を整え、教養教育の充実を図っている。
- 新理数や食育・健康教育、教育・心理探究等の特色プログラムを開設している。
- ユネスコスクールに加盟し、授業内容がユネスコの設置目的、活動内容に合致する授業を「ユネスコスクール推奨授業科目」としている。
- 学生によるスクールサポート活動のための研修・認証制度を整えるとともに、専門職学位課程においてもスクールサポート活動を実施している。
- 就職支援室では、就職指導員（キャリアアドバイザー）による進路個別懇談（対象：学部3年次生及び大学院1年次生全員）を平成26年度より実施し、学生のニーズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析している。
- 教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するに当たり、教育担当理事を中心に組織的活動が促され、改善に結び付けるための継続的な取組が効率よく実施できている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 各センター等の学部・大学院教育へのサポート体制を強化するために、教育研究支援機構を設置し、機構長を置くことでその責任体制を明確にするとともに、センター相互の連携とその機能調整を行っており、今後の成果が期待される。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第16条に「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」と規定している。大学の目的を踏まえ、教育学部の目的は学則第19条に「広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成する」と規定している。さらに、教育学部の課程（学校教育教員養成課程）について、人材の養成に関する目的を「小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校といった学校種別ごとの養成課程を統合し、学校種や教科の枠を越え、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえて実践力豊かな教員を養成する」と定め、大学概要に掲載している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、学則第20条に「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と規定している。なお、学校教育専攻及び教科教育専攻の目的は、それぞれ「学校教育専攻は、学校教育に関する諸科学に基づく理論的実践的な教育・研究を通して、学校教育実践を支える基礎論的アプローチによって、教育実践を支える高度な専門性を有する教員等の教育者を養成する。」「教科教育専攻は、学校教育、とりわけ、各教科教育学に関する諸科学に基づく理論的実践的な教育・研究を通して、学校教育での各教科の実践を支える基礎論的アプローチによって、教育実践に関する高度な専門性を有する教員等の教育者を養成する。」とし、規則としては定めていないものの、学生便覧等に記載している。平成20年4月に設置した専門職学位課程の目的も、学則第20条の規定に含まれている。また、特別支援教育特別専攻科の目的は、学則第21条に「特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」と規定している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育学部（学士課程）は、平成 24 年度に学部改組を行い、学校教育教員養成課程と総合教育課程を再編統合し、学校教育教員養成課程へと移行し、その下に 3 専攻及び 16 専修を置いている。その構成は以下のとおりである。

- ・ 教育発達専攻：教育学専修、心理学専修、幼年教育専修、特別支援教育専修
- ・ 教科教育専攻：国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、家庭科教育専修、技術教育専修、英語教育専修
- ・ 伝統文化教育専攻：書道教育専修、文化遺産教育専修

これらのことから、学部及びその課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育を「複雑化、多様化、国際化する現代社会を幅広く理解し、自立した社会人、教育者として、豊かな人間性と高い教養を備え、現代的・社会的課題に対応していく基礎力を培う」ものと位置付け、社会と文化、人間と科学及び教育とキャリアの 3 つの区分で教養科目を開設し、授業内容に対応した専門領域の専任教員等が担当している。

教養教育の実施・運用は、教授会傘下の教務委員会が責任を持っており、教養科目の内容及び担当者や上記 3 つの区分の調整等が審議されている。教養教育を含む教育課程の編成等に関することは、教育課程開発室で企画及び立案し、必要に応じて教授会の審議を経て実施している。

教務委員会及び教育課程開発室には、理事・副学長（教育担当）及び教務課長が共通の構成員として入り、相互に連携を図っている。

また、平成 22 年度に設置された京阪奈三教育大学連携推進協議会の協議事項の一つに「教養教育に関すること」を掲げ、京阪奈三教育大学（京都教育大学、大阪教育大学及び奈良教育大学）が連携協力して、テレビ会議システムを活用した京阪奈三教育大学双方向遠隔授業により、他の 2 大学から発信される授業科目を効果的に受講できる教室設備と体制を整え、教養教育の充実を図っている。平成 27 年度は教養科目 22 科目を双方向遠隔授業として実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育学研究科（修士課程）は、教育の専門領域・分野の理論と実践に関する高度な専門的力量を有する教員等を養成することを目的として、学校教育専攻及び教科教育専攻の2つの専攻で構成されている。さらに、学校教育専攻には3つの専修、教科教育専攻には9つの専修を置いている。

- ・ 学校教育専攻：教育科学専修、教育心理学専修、教育臨床・特別支援教育専修
- ・ 教科教育専攻：国語教育・日本語日本文化教育専修、社会科教育専修、数学教育専修（情報を含む。）、理科教育専修（文化財科学を含む。）、音楽教育専修、美術教育専修（書道、伝統文化・文化財を含む。）、保健体育専修、英語教育専修（異文化理解を含む。）、生活科学教育専修

教育学研究科（専門職学位課程）は、教職大学院として、今日的な教育的要請に対応できる実践的指導力（専門性と実践力）のある教員養成を目的としており、教職開発専攻を置いている。

現職教員の就学支援のため、両課程に共通して「長期履修学生制度」及び「大学院修学休業制度」を、さらに修士課程には「昼夜開講制度」を用意している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、特別支援教育特別専攻科を設置しており、専攻として情緒障害及び発達障害教育専攻を置いている。

同専攻科には、専修免許コースと一種免許コースの2コースがある。特別支援学校教諭一種免許状を有する者を対象とするのが専修免許コース、同免許状を有しない者を対象とするのが一種免許コースである。修業年限は1年であるが、現職教員等は2年にわたり履修することを可能としている。

これらのことから、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、その教育研究の目的を達成するための附属施設及びセンターとして、図書館、5つのセンター及び3つの附属学校園を設置している。

- ・ 図書館
- ・ センター：次世代教員養成センター、国際交流留学センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、自然環境教育センター
- ・ 附属学校園：附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園

次世代教員養成センターの目的は、学則第24条に「ICT活用を含む実践的教育力・指導力及び課題探究力の向上を図るとともに、学び続ける教員の質保証に関わる事業及び研究開発を行うことにより次世代の教育を担う教員の養成に寄与する」と規定しており、その他の各センターも学則に目的を規定している。

センター相互の連携とその機能の調整を行うことにより、当該大学の教育研究及び地域へ貢献するため、平成22年度に教育研究支援機構を発足させ、図書館及び上記の5つのセンターを傘下に置いている。

附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園は、教育課程に不可欠な教育実習を実施しているとともに、大学と一体となって、児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究を行うなど、教育研究に資する取組を行っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究評議会は、原則として毎月1回開催され、学部及び大学院の教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議している。教授会は、原則として毎月1回開催され、学部及び大学院の教育全般に関する事項を所掌している。学校教育法の改正に伴い、教授会規則等の学内規則を改正し、教授会の役割の明確化が図られている。教育学研究科（専門職学位課程）に係る教育等に関する事項を審議する教職大学院会議を設置している。

教育研究評議会には、教授会において選出された教授6人及び教職大学院会議において選出された教授1人が含まれており、方針的事項を扱う教育研究評議会と具体的な教育上の事項を扱う教授会の連携が図られている。また、毎月の教育研究評議会での審議・決定事項は、教授会で報告されており、教授会での審議に活かされている。

当該大学では、運営会議という組織が機能している。運営会議は、学長、理事及び副学長で構成されており、学長は理事や副学長を通じて各委員会や室での教育に関する取組を掌握することができる。この運営会議はほぼ毎週開催され、平成26年度は50回開催されており、教育研究評議会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たしている。この調整機能が、教育に関する事項全般の円滑な審議をもたらしている。

学部及び大学院の教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会及び教育課程開発室がある。

教務委員会は教授会の下に置かれ、教育課程の実施・運用に関すること等が審議されている。教育課程開発室は、教育課程及び教員養成カリキュラムの編成・運営・改善に関することを企画及び立案し、必要に応じて教授会の審議を経て実施している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- テレビ会議システムを活用した京阪奈三教育大学双方向遠隔授業により、他の2大学から発信される授業科目を効果的に受講できる教室設備と体制を整え、教養教育の充実を図っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織については、学則に定められており、教育学研究科の各専攻・専修に対応する12講座及び各センターの教員から構成され、専攻・専修に割り振られている。講座等には講座主任を置き、教員組織における責任体制を明確にするとともに、連携体制を整備している。また、学部学生に対する教育指導責任体制を明らかにするために、課程、専攻、専修単位で、担当教員及び副担当教員を配置している。

各センター等には、センター長等を置き、責任体制を明確にするとともに、専任教員に加え特任教員及び兼務教員を配置し、各センター等の運営に当たっている。さらに、各センター等の学部・大学院教育へのサポート体制を強化するために、教育研究支援機構を設置し、機構長を置くことでその責任体制を明確にするとともに、センター相互の連携とその機能調整を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任95人（うち教授55人）、非常勤105人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

教育職員免許取得のための主要科目（教職専門科目）は、86.4%（平成26年度実績）を専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

修士課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員54人（うち教授54人）、研究指導補助教員38人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：14人（うち教授7人、実務家教員6人）

平成27年5月現在、学校教育専攻及び教職開発専攻にあつては、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準による必要教員数を充足している。教科教育専攻にあつては、大学院設置基準による必要教員数の明示はないが、専攻において必要とされる教員数を専修に準用した場合には、社会科教育専修では研究指導補助教員1人、音楽教育専修では研究指導教員1人と研究指導補助教員1人、英語教育専修では研究指導補助教員1人、生活科学教育専修では研究指導教員3人（うち教授2人）が不足となるが、教育研究上の支障は生じていない。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢構成においては、25～34歳の比率が6.5%と若干少ないものの、大きな偏りはない。当該大学は、「平成27年度特任教員及び平成28年度教員配置の方針」を定め、優秀な若手教員の雇用促進を図っている。

女性教員数比率は、平成26年度の国立大学平均（14.7%）に比べると、18.7%（20/107人）と高くなっている。男女共同参画推進基本方針を定め、女性の雇用促進を図るとともに、育児・介護休業に関する規則を定め、女性教員に配慮した制度を整備している。

他機関経験者比率は76.6%（82人/107人）、当該大学以外の大学・大学院出身者教員比率は86.9%（93人/107人）となっている。平成25年度の「学校教員統計調査」による国立大学全体の他大学出身教員比率は57.3%であり、当該大学は、他機関経験者においても、また、他大学出身教員においても、高い比率を保っている。

また、サバティカル制度を設け、平成24年度に1人が利用している。

任期制については、多様な雇用形態の制度を設定し任期に関する規則を定めている。また、特任教員制度を導入し、26人の特任教員が配置されている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任に係る選考に関しては、教員選考規則において、選考、公募、審査及び教授・准教授・専任講師・助教・助手のそれぞれの資格が定められ、採用及び昇任人事を適正かつ円滑に行うための手続き、詳細な選考基準等については教員選考基準に定められている。また、大学院課程については、研究指導教員、研究指導補助教員等の審査基準を設けている。

人事委員会が専門委員会に審査を付し、人事委員会により選考された候補者は、教授会、教育研究評議会における審議を経て、学長により決定されている。教育研究評議会が、教員の任期に関する規則に定められた分野において、教員配置の目的・内容・分野を勘案し、特別の事由により教授会に付託しないことと議決した場合の教員の審査は、教育研究評議会の下に教員審査専門委員会を設置し、教員選考基準を準用して行われている。大学院担当の審査は、当該専攻の研究指導又は授業担当資格を有する者2人を特別委員として出席させ、人事委員会で行っている。

学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力に関する評価については、候補者に履歴書、教育研究業績書及び教育と研究の抱負等の資料の提出を求め、書類に基づいた審査が行われるとともに、専門委員会による面接が実施され、教育上及び教育研究上の指導能力の評価が行われている。面接では、模擬授業又はプレゼンテーションを課しており、平成23～27年度の採用人事において23人に実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動に関する評価は、点検評価実施方針に基づき、自己評価委員会により「大学教員個人評価」として毎年度実施されている。各教員は、研究、教育、社会貢献及び管理運営の4領域の教育研究活動等の自己点検・評価を大学教員個人評価項目・基準、評価票（自己評価申告票）を用いて行っている。教育領域評価では、授業担当コマ数や受講人数等の数量的項目に加えて、授業の狙いや実施方法あるいは研究とのつながり等の自由記述文章を評価の対象としている。研究領域評価では、各教員の専門性にあわせて教育系、文科系、理科系、芸体系、教職大学院実務家教員系の5つの系に区分し、多彩な評価項目（論文、学会発表、外部資金、コンクール等）を設定し、これらに対する基準を設けている。

自己評価委員会は自己評価申告票の結果を点検し取りまとめ、それを学長に報告している。学長は、その報告に基づいて、総合的に評価を行っている。評価結果は、学長による所見が付された後、各教員にフィードバックされ、教育・研究及び運営上の活動の活性化、発展及び向上に資するとともに、サバティカル制度の適用者決定、研究費追加配分の適用者決定等に活用されている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために必要な事務組織として教務課及び学生支援課を置いている。教務課には、教務課長、副課長の下に、教務担当、修学指導担当（副課長兼任）、大学院担当の3人の係長がおり、その3係にそれぞれ係員が配置され、総数9人の職員が配置されている。学生支援課には、学生支援課長、副課長の下に、学生担当、留学生担当（副課長兼任）、厚生担当、就職担当の4人の係長がおり、学生担当及び留学生担当には、係員が配置され、総勢7人の職員が配置されている。教育及び研究に関わる学術情報・資料の収集、利用及び活用の促進等の図書館業務等を担当する教育研究支援課には、専門的職員（司書職員）3人を含め10人が配置されている。

学部の実験、実習、演習等の授業においては、教育学研究科の修士課程の学生がTAとして教員を補助している。平成26年度においては63人（任用時間数3,281時間）をTAとして採用し、活用した授業の総数は97コマ（全開講コマ数の9.5%）となっている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 各センター等の学部・大学院教育へのサポート体制を強化するために、教育研究支援機構を設置し、機構長を置くことでその責任体制を明確にするとともに、センター相互の連携とその機能調整を行っており、今後の成果が期待される。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】
基準4を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の基本理念及び教育目標に基づき、教育学部、教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

教育学部の入学者受入方針には、求める人物像として「教育に対する関心と教職への意欲のある人」「子ども（人間）への関心をもち共感できる人」及び「豊かな基礎学力と幅広い問題への関心を持ち、自分の探求したい得意分野がある人」を掲げている。

教育学研究科の入学者受入方針については、養成したい教員像として「教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員及び教育者」及び「専門的な能力と優れた資質を有する高度専門職業人としての教員及び教育者」を掲げ、求める人物像は専攻ごとに定めている。

特別支援教育特別専攻科の入学者受入方針には、求める人材像として「特別支援教育の推進者となるべく、情緒障害、発達障害教育への熱意を持ち、かつ、子ども全般への関心、共感を持っている人」を掲げている。

また、入学者選抜の基本方針については、学部、大学院について、それぞれ次のように定めている。

「奈良教育大学は、教育学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、一般入試（前期日程・後期日程）、推薦入試（一般枠・地域枠）、帰国生徒特別入試ならびに私費外国人留学生特別入試により入学者を選抜します。

一般入試では、大学入試センター試験および個別学力検査等の成績と、調査書等の内容を総合して評価します。

推薦入試では、出身学校長からの推薦に基づき、大学入試センター試験の成績、推薦書、調査書、自己申告書等ならびに面接の結果を総合して評価します。

帰国生徒特別入試では、自己推薦書、成績証明書等、小論文ならびに面接の結果を総合して評価します。

私費外国人留学生特別入試では、本学で実施する試験の成績・面接等の結果を総合して評価します。」

「教育学研究科は、本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、筆記試験、口述試験、実技試験等の評価を総合して入学者を選抜します。」

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-1② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

一般入試及び特別（推薦）入試とも、基礎的学力を評価すべく、大学入試センター試験を採用している。入学者受入方針に沿って、センター試験の教科・科目数及び配点を専修ごとに設定している。また、一般

入試においては、前期・後期とも、個別学力検査、実技検査、小論文等、専修ごとに異なる選抜方法をとっている。推薦入試においては、センター試験を課した上で、出身学校長の推薦に基づく調査書と面接により、総合判定している。また、地域のニーズに積極的に応える取組として、「地域推薦枠」の推薦入試を設定している。

一般入試及び推薦入試のほか、帰国生徒特別入試、私費外国人留学生特別入試を設けており、これらの対象者も入学者受入方針に則り受け入れている。帰国生徒特別入試では、入学者選抜要項にその出願資格を明記している。また、私費外国人留学生特別入試では、入学者選抜要項にその出願資格を明記し、特に、一定の日本語能力と大学教育を受けるために必要な基礎学力を示している。

教育学研究科（修士課程）における入学者選抜方法において、学力検査は専攻・専修の特性に応じた科目を設定している。また、現職教員及び教職経験を有する者に対して、選抜方法の特例を設けている。さらに、外国人留学生特別選抜の枠を設け、一般の入学者選抜方法とは異なる方法を採用している。

教育学研究科（専門職学位課程）における入学者選抜方法は、書類審査と小論文や口述試験及び実技試験等の学力検査を必要とする一般選抜試験のほか、現職教員と社会人を対象としてそれぞれ特別選抜区分を設けており、受験者の特性に応じた学力検査方法をとっている。

特別支援教育特別専攻科における入学者の選抜方法は、学力検査に加え、面接試験の結果により総合判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施に関しては、副学長（教育担当）を室長とする入試室が、教育学部、教育学研究科、特別支援教育特別専攻科の入学者選抜を統括している。

試験実施に当たっては選抜ごとに実施組織を定め、実施要領、入学者選抜に係る問題・解答用紙作成要領を作成・周知し、教職員の家族が当該選抜試験を受験する場合は、問題作成委員及び試験監督等としないことを入試室で申合せて通知し、公正を確保している。

入試問題作成に当たっては、入試問題等作成要領、入試問題等執筆要領、入試答案採点要領を全教員に配布し、履行の徹底を図っている。選抜区分ごとに複数の問題作成委員を選出し、入学者選抜に係る各要領により確認を行い、出題ミス等防止に向けての留意事項の周知を図っている。また、問題作成については、チェック票による点検を実施し、問題校正は、複数のチェック体制をとっている。

学長を本部長とする入試本部が試験全体の総括及び不測の事態への対応等を行い、本部の下に学力検査班、総務班、救急班等を置き、試験の適切な実施に当たっている。

試験当日の試験監督等関係者への留意点については、監督要領及び監督者への文書で周知を図っている。また、学内正門及び要所に警備要員及び連絡要員を配置するなど、公正で静穏な試験環境の確保に努めている。

試験実施後は、複数人の採点委員により採点し、入試室の予備判定及び教授会の議を経て合格者を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

平成23年3月、受験生の動向を的確に把握し、迅速かつ機動的に対応するため、従前の入学試験委員会

の機能を入試室に集約している。

平成 25 年度には、入学者の入学時の成績、在学中の学業成績及び就職先を一元的に把握できるよう入試・教務システムを改修し、学部改組後の平成 24～25 年度入学者の入学試験成績と入学後の成績を継続して入力し、その比較対象としてそれ以前の入学者に関する入試データの遡及入力を行い、入学試験得点率に対する在学中の成績（累計GPA）及び卒業後の進路の比較分析を行っている。改組後の平成 24～25 年度の結果からは、一般入試（前期・後期）と比較して、一般推薦及び地域推薦入学者において、入学試験得点率と入学後の累計GPAの相関が高い傾向にあり、入学者受入方針に沿った学生を選抜できていると判断された。入試室では、これらの結果と、ミッションの再定義を踏まえた推薦入試の在り方を検討し、地域推薦を平成 26 年度には専攻単位の募集から専修単位の募集とし、平成 28 年度には募集人数を 15 人から 23 人へ増員することとしている。今後、入学者受入方針に沿った学生を選抜できているか長期的視野に立って検証し、地域推薦入試をはじめ、現行入試制度の問題点を整理する取組を行うこととしている。

大学院 1 年次生については、入学者が入学者受入方針に見合う者かどうか、平成 24～25 年度と継続して大学院学生に対するアンケートを実施し、ミッションの再定義を踏まえた入学者選抜方法の検証、選抜方法の問題点を検討している。また、平成 28 年度の大学院改組に向けて、専門職学位課程において大学院特別入試（推薦入試）を実施することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 23～27 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 教育学部：1.06 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.12 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：0.96 倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.74 倍

専門職学位課程においては、平成 23～25 年度の 3 年間平均は、0.97 倍と相応な状態であるのに対し、平成 26 年度の充足率が 0.5 倍にとどまった。このため、平成 26 年度には、入学定員の確保に向けた対策として、入試相談会の実施（6 月・11 月）に加え、近隣の 2 国立大学及び 18 私立大学において入試説明会を開催し、教員採用試験関連雑誌「教職課程」への広告掲載を行った。こうした大学内外への広報活動の強化とともに、平成 27 年度入試からは新たに 11 月募集枠を設け、また教育実習未経験の一般選抜志願者について実技試験（模擬授業）におけるプレゼンテーションを選択可能とするなどの措置を実施している。結果として、平成 27 年度入試では充足率の改善を果たし、平成 23～27 年度の 5 年間の平均は 0.96 倍と相応な範囲に収まっている。

特別支援教育特別専攻科においては、実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況にあるとはいえないものの、充足率は低い状況にある。このため、教員養成高度化委員会を中心とした全学的な議論を進め、平成 28 年度入学者から募集を停止し、当該専攻科の教育内容は、大学院に継承することを決定している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学則第16条の大学の目的を実現するため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を次のとおり定めている。

「教育学部では、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員あるいは教育者を養成するために、次の観点から教育課程を編成し実施します。

1. 教員としての使命と責任についての自覚による、教育をめぐる現代的課題の把握と職能成長に関する力量の育成
2. よりよい授業を実践するための教科の内容理解と指導法、情報リテラシーなどに関する力量の育成
3. 子どもの発育・発達についての理解と、学校と地域社会との連携に関する力量の育成
4. 現代を生きるに資する豊かな人間性や高い教養、対人関係能力などの社会性、現代的課題への対応に関する力量の育成」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学校教育教員養成課程の3専攻の教育課程は、共通科目、教職科目、教科等専門科目、専修専門科目、自由科目及び卒業論文の科目区分で編成している。

新任の学校教員として備えるべき最小限の資質能力基準を7項目定め（C u f f e t (Nara University of Education Curriculum Framework for Expert Teachers) 項目)、カリキュラム・フレーム

ワークを構築し、それに照らした科目の配列原理を明確化している。4年間の教育課程は、この配列原理に基づいて、各授業科目を教科系列、実践系列、教職系列等に配列し、授業で学んだ理論と実践体験と往還しつつ、教員としての力量を形成し得るように構成している。

入学当初の初年次教育として、「大学での学び入門」「専修基礎ゼミ」「教職入門」「現代教師論」を必修科目として開設している。次に、主に2、3年次生で基礎的・実践的教職科目や「幼年心理学特講」「日本文学特講」「有機化学」といった、所属する専修・履修分野の専門に関わる専修専門科目を履修する。これにより、教科・生徒指導力等の基盤的教職能力、教材開発力・授業展開能力等の実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力等を向上させる。その上で、3年次生で教育実習を実施して実践力を向上させ、4年次生で卒業論文を作成する。このような段階を踏み、総合的な教職能力や課題解決能力の獲得を図っている。

4年次生後期の「教職実践演習」において、教員に必要な資質・能力が身に付いているかどうかを確認している。特に、学ぶ側から教える側への学生の意識の転換を図ることを重視し、1年次生前期の「教職入門」では、母校の恩師にインタビューを行い、後期の「現代教師論」では附属校園のうち2校を見学し、また、2年次生の「教育実習スタートアップ」では3年次生が行っている教育実習を見学することにより、教員への職業意識を高め、教育実習への心構えを促すよう工夫をしている。

学士課程で授与している学位は「学士（教育）」である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生生活実態調査や卒業生アンケート等により、学生の多様な学習ニーズ等を把握し、可能な要望については、教育課程変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度を充実させ、語学面では、当該大学で未開講の外国語科目（ロシア語、スペイン語等）が履修可能である。

社会教育主事や学校図書館司書教諭、保育士等の教職に関連する資格を取得できるように、資格プログラムを開設している。また、当該大学の特色ある学問分野での学びを深めることを目的として、新理数や食育・健康教育、教育・心理探究等の特色プログラムを開設している。例えば、新理数プログラムでは、高度な教科専門性や、子どもたちの気持ちに寄り添った指導ができる実践力を兼ね備えたスーパー・サイエンス・ティーチャーの育成を目指し、また、食育・健康教育プログラムでは、食育推進の中心的存在となる教員「食育リーダー」の資格を取ることができるようになっている。ほかにも当該大学はユネスコスクールに加盟していることから、授業の内容がユネスコスクールの研究テーマやユネスコの設置目的、活動内容に合致すると授業担当者が判断したものをユネスコスクール推奨授業科目として制定している。

実用英語技能検定やドイツ語技能検定試験、実用フランス語技能検定試験等の資格検定試験を単位認定する制度を設けている。

社会からの要請に応えるものとして、地域との連携での学生ボランティア活動等の学校派遣事業があり、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、課外教育として各活動を推進している。

授業の教室内学習補助や、子供たちの放課後活動における補助等、学校教育現場において、教職員とは違う立場で、様々な支援・補助を行うスクールサポーターとして学生を派遣するとともに、そのためのスクールサポート研修・認証制度を整えている。これらの事業や制度を活用した授業科目として「学校支援実践」があり、奈良市教育委員会が行っている「奈良市学校教育活動支援事業（スクールサポート）」活動

に参加し、実際に学校現場において支援活動に従事することを通して、学校における様々な教育活動への理解を深めるとともに、教職に対する意識と実践的指導力を向上させることを目指している。

学生の社会的・職業的自立に必要な能力を培うために、当該大学の多くの学生が目指す教職については、すべての学生が受講可能な科目として、教養科目では「キャリアデザイン」と「キャリア形成と人権」、自由科目では「相談支援」を設けている。

平成 21～26 年度にかけて採択された文部科学省概算要求特別教育研究経費事業の取組の成果は教養科目から専門科目まで多くの授業に反映されており、学生の学びを深めるとともに、学生や社会のニーズに応えることにつながっている。平成 21 年度に採択された「地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの開発」事業や平成 26 年度に採択された「地域融合で築く理数教育研究拠点における実践的高度教員養成プログラムの開発」事業での成果は「新理数基礎ゼミナール」や「新理数教育」といった授業科目に結び付けている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

専門教育科目の平成 26 年度全開講数の内訳を見ると、講義が 58.2%、演習が 22.1%、実験・実習等が 19.6%となっている。また、10 人以下の少人数授業の実施割合は、全体の 31.8%、30 人以下で見ると、全体の 71.6%を占めている。

学習指導法の工夫として、「発達心理学」や「生徒指導・教育相談Ⅰ（初等）」等のようにグループ・ディスカッションやディベート、PBL（問題解決学習）を取り入れた授業や、「中等教科教育法Ⅰ・Ⅳ（音楽）」や「新理数教育Ⅰ・Ⅱ」等のように模擬授業や実際に小・中学校の教育現場に出て、児童・生徒に学生が自ら企画した実験・実習等を行っているもの等、学習効果を上げる工夫が行われている。さらに、各専修において特色ある授業を行っている。特に、世界遺産に関係した「彩色材料論」「地学巡検」等のフィールドワーク野外実習、高大連携をにらんだ「基礎数学」、現代の学校での教育課題に関する研究の成果を紹介する「学級集団心理学特講」等大学独自の授業を展開している。

また、「中等教科教育法Ⅰ（英語）」での英語ボランティアガイド等の小中高における英語活用実践に関する授業や、演劇スクリプトを教材として演劇を交えた模擬授業を経験することにより、日常で使う実践的な英語表現を学ぶ「実践英語表現研究」も学生に実践力を身に付けさせる取組となっている。演習・実験・実習・実技科目等においては、TAを活用することにより教育効果を高める工夫をしており、その数は年々増加し、平成 26 年度では総数は 97 コマ（全開講コマ数の 9.5%）で TA を採用している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

半期 15 週の授業時間を確保するとともに、定期試験や集中講義等を含めて年間 35 週の授業期間からなる学年暦を定めている。履修の手引においては、1 単位の授業科目について、例えば講義においては 15 時間の授業を受けるとともに、教室外での 30 時間の予習・復習が必要であり、合計 45 時間の学習を必要とすることを明記し、学生に周知を図っている。その上で、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保することを目的に、履修科目登録については、集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位

も含めて、年間 50 単位という上限を設定している。

シラバスにも「準備学習等」の項目を設定し、授業を受けるに当たって必要な予習や復習について指示し、周知を図っている。さらに、学期末ごとに、学生には、自らの教職の学びの状況を学期ごとに点検・確認し、次の学期の学びにつなげていく仕組みとして提供している「履修記録」における「自己評価シート」に5段階で記入させている。学期の始めにリフレクション・ウィークを設け、「自己評価シート」を基に、指導教員が個別に指導を行うようにしている。

平成 26 年度後期に行った学部学生のアンケートにおける設問「3. 授業一回分の予習・復習・課題等に取り組むため、平均してどの位の時間を費やしましたか？」において、2時間以上が 11.5%、1時間以上が 22.7%という回答であり、学生の学習時間の実質的な確保ができていているというのは難しい状況である。この状況を踏まえ、学修時間の実質的な増加を促す取組や授業において主体的な取組を促す工夫・改善が進められている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各授業の概要や授業計画、また、授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知を図り、学生の授業選択の支援や、学生の主体的な学習を促すために、全学的にシラバスを作成している。その内容項目は、「学期区分」「曜日」「時限」「科目区分」「時間割番号」「授業科目名」「教員名」「該当する年次・課程」「単位」「授業の方法」「目的」「到達目標」「C u f f e t 項目（新任の学校教員として備えるべき最小限の資質能力基準）」「授業計画（内容と方法）」「テキスト・参考図書・教材等」「評価方法」「準備学習等」「受講上の注意・メッセージ」から成り立っている。シラバスの記載内容については、FD専門部会で抽出チェックを実施している。

シラバスはウェブサイト版を基本とし、学内外に公開している。

シラバスの活用度については、平成 26 年度の授業評価アンケートによると、「授業計画（シラバス）を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか？（4者択一）」の問いに、前期 65.4%、後期 70.0%の学生が「1、2（読んだ）」と回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

平成 25 年度に基礎学力不足について、全教員にアンケートを行い、44 件の回答が得られている。そのうち、77%にあたる 34 件で学力不足を感じるという回答が寄せられている。そこでは、文章力や一般常識、教科の内容についての知識不足等が挙げられている。

このような基礎学力不足の学生への組織的な対応としては、まず 1 年次生前期における「大学での学び入門」において、高等学校までの学習を踏まえ、そこから大学での学び、すなわち様々な分野の学問・研究を深めるために必要な基礎的力、ベーシック・アカデミック・スキルを身に付けることを目指し、大学における学びの方法の基礎（読解力・分析力・総合力・表現力等）を、各専修の専門性に則しつつ身に付けるようにしている。

理科教育専修では「基礎的な内容を教える科目から、より高度な内容を教える科目へと進めていく科目構成の中で必要なことを、どこでどう教えるか」を講座会議で検討し、授業の中でも高等学校レベルの内容を理解できているか確認するようにしている。また、家庭科教育専修では「専修基礎ゼミ」において 3、4 時間かけて基礎化学について解説をするようにするほか、美術教育専修では「卒展・修了展」「上回生合

宿研修」等で、対外的な交渉能力、集団をまとめる力、学年間をつなぐ力を養成するように指導を行っている。

理数プログラムでは、高等学校で学習していない科目があれば、学生が教員に相談し、研究室のゼミナールに参加する、独自に新しいゼミナールを立ち上げる、3・4年次生や大学院学生が指導に当たる、などの自主的な勉強会が行われている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学では平成24年度に学部改組を行い、学校教育教員養成課程と総合教育課程を再編統合し、3つの専攻を持つ学校教育教員養成課程へと移行している。その際に、学則第16条の大学の目的を実現するため、改めて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のとおり定めている。

「教育学部では、学生が豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員あるいは教育者となるために、卒業までに次の力量を身につけることを求めます。

1. 学校教育を幅広く見渡し、柔軟に対応できる教育的力量。
2. 専門的知識・技術を踏まえた授業・教育指導を行える実践的力量。
3. 多様な子どもたちに対応できる臨床的力量。
4. 現代的課題に対応できる社会的力量。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、履修規則第16条に、「成績評価は、A（100～90）、B（89～80）、C（79～70）、D（69～60）及びE（59～0）の5段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。」と策定しており、履修の手引にその成績証明書への表示方法とともに示している。成績評価基準のガイドラインも策定しており、その具体的な取扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している。教育の目的に応じた具体的な評価方法は、授業への参加姿勢、レポート、作品、試験成績等について各授業科目のシラバスに記載されている。シラバスは、すべての学生がウェブサイト上で学内外より閲覧することができる。これらの基準は、新入生オリエンテーションにおいても説明している。

同一科目を複数の教員で担当する場合は、全学生が受講する「教職入門」や「現代教師論」のように各教員があらかじめ定められた採点基準に従って評価をするなど、教員間で評価の差が出ないよう調整を

図っている。学部については、GPA制度を平成17年度より導入しており、平成22年度以降の入学者からは、学生の学修状況を基に、学年担当教員が今後の目標や履修等について指導・助言に活用している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

「成績評価に関する申合せ」において、成績の評価方法等を定めるとともに、学生が成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることができる条項を設けている。

具体的な相談の取扱いは、「成績評価の相談に関する取扱い」により、授業担当教員による相談受け付けと、疑問点が解消しない場合の副学長（教育担当）による対応について定めている。この制度を利用した相談は、平成22～26年度の間で5件あり、その内訳は「成績評価の妥当性への疑問、再評価」に関するものが4件、「レポート提出ミスに伴う再提出と、それによる再評価」に関するものが1件であった。前者については、成績相談に係る調査会を開催することにより対応し、後者については副学長（教育担当）による相談により対応している。

また、FD専門部会では、授業担当教員が異なる同一開講科目におけるGPC（グレード・ポイント・クラス：授業科目ごとに履修者の成績評価の合計を履修者数で除した値）の差やGPCが1.0以下の科目について把握している。その結果を基に、平成26年度には、成績評価基準のガイドラインを作成している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に従って、卒業認定基準は学則第70条及び第74条に策定しており、履修の手引に掲載し、全学生に配布している。また、卒業認定基準は、新入生オリエンテーションにおいても説明している。

卒業判定として、必要単位数を満たしているかが基準となり、教授会の議に付される。特に卒業論文に関しては、卒業論文規則及び「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」を策定し、指導教員と関連教員による合議による厳正な合否判定を行っている。その上で、所定の修学年数在学习し、卒業要件単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

修士課程では、平成22年度に教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように定めている。

「修士課程においては、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員あるいは教育者を養成するために、次の教育を行っています。

1. 共通科目では、現代の教育及び社会の諸課題に対する理解を深めるとともに、これらの課題を科学的に把握し、主体的に対応する力量を育みます。

2. 専修専門科目では、学校教育または教科教育に関する諸科学の内容についての理解を深めるとともに、これらの内容を理論的・実践的に創造していく力量を育みます。
3. 課題研究及び修士論文作成では、共通科目及び専修専門科目で学んだことを統合し、自らの課題意識に即して研究を進める力量を育みます。」

また、専門職学位課程で、平成22年度に教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

「専門職学位課程においては、学位授与方針に示された力量の養成を目指して、学問的成果と教育実践との往還と継続的な実践の改善を意識的に行う機会を作るために、次の教育を行っています。

1. 共通科目では、現代の教育課題に理論と実践の往還を通して対応する力量を育みます。
2. 演習科目では、学校実践の場で、実践研究を個人的・組織的かつ具体的に進める力量を育みます。
3. 実習科目では、学校実践の場で有効となる授業力・学級経営力・学校の組織的な取組に関与していく実践的力量を育みます。
4. 研究科目では、個人の興味・関心や所属する組織のニーズに即して、課題解決に向けて計画的・組織的に取り組む力量を育みます。
5. 深化を図る科目では、多角的な視点から教育課題に挑む力量を育みます。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

修士課程の教育課程は5つに分類された科目（課程共通科目、専攻共通科目、専修専門科目、自由選択科目、課題研究）で構成されている。

課程共通科目では、教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者に必要な専門性を目指している。

専攻共通科目では、所属専攻学生必修（1年次）とし、各専攻内の各専修を横断する内容を取り上げ、研究方法の習得を図っている。

上記の科目を土台として、大学院学生は教育の現代的課題に研究と実践の両面から対峙し、自らの専門性を深めるように配慮されている。

そして専修専門科目では、各専修内容を支える各学問の先端的な内容を体系的に提供しつつ、常に理論と実践を往還できるように配慮している。

また、自由選択科目では、学生の興味・関心に応じて履修できる機会を用意している。

さらに、研究指導として課題研究を課し、修士論文の基本的審査項目を満たすことを意識しながら、個別の研究指導はもとより、集団的な研究指導の機会も設定している。

専門職学位課程では、目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成することを目的としている。そのために、教育課程の内容は、「獲得したい資質能力目標」及び「目指すべき教師像」を基に配列されている。

具体的には、次のような3層構造の教育課程編成を行い、学びの成果をポートフォリオにまとめ、表現するようにしている。

まず第1層として、広く学校教育に責任を持つ研究教養を身に付け、自ら選んだ教師像に近づくために、「体系的な教育課程の編成及び必置5領域」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」）の内容を保障する共通科目群を設けている。

次に第2層として、実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目を内包した実践科目群を設けている。実習科目として「学校実践（Ⅰ～Ⅳ）」を用意し、また、実習科目に準じた授業科目として「演習科目（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察、授業力（基礎・応用）演習）」を設けている。

研究科目として「課題研究」及び「実践理論研究」を用意している。研究指導として「課題研究」を課し、個別の研究指導はもとより、集団的な研究指導の機会も設定している。課題研究を通じて作成される学位研究報告書の基本的審査項目についても、毎年教職大学院会議で確認後、大学院学生に配布し、説明をしている。

最後に第3層として、自ら選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長に更なる見通しが持てるように、深化を図る科目群を設けている。現代的な教育課題に即し、共通科目と実践科目での学びをより深め、大学院学生の個人の関心に対応していくために、「教材教具開発」等、関連8科目を配している。

修士課程を修了した者には「修士（教育学）」の学位を、専門職学位課程を修了した者には「教職修士（専門職）」の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

修士課程では、学生の教員免許状取得希望に配慮して、学部授業科目の履修制度を設けている。また、奈良女子大学との学生交流協定、近畿地区5大学単位互換に関する協定による単位互換も実施している。

専門職学位課程では、学生のニーズに応じて、修士課程の科目も履修できるようにしている。小学校教諭一種免許状を有しない学生を対象として、3年又は4年コースの「小学校教員免許取得プログラム」を開設している。また、このプログラムとは別の制度として、在学中に8単位まで学部の授業科目を履修できる制度「科目等履修制度」を設けている。

研究成果（学術の発展動向）の反映として、大学院における授業では、両課程とも教員自らの研究成果を紹介し、研究の目的・過程・得られた成果の意義を大学院学生に理解させるよう図っている。教育実践研究の成果を授業に取り入れること、及び実践研究の場での体験を通じての大学院学生の課題意識の高揚に努めている。

当該大学院は、これまで文部科学省の事業等（平成19年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム「学校問題ネットワーク構築による大学院教育」、平成20年度文部科学省専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「実習到達度を明確にした実践的指導と評価法」）や、平成23年度文部科学省概算要求特別教育研究経費「実践的高度理科教員養成のための大学院教育プログラムの開発」に採択され、その成果を大学院の教育へ反映させている。

社会からの要請への対応として、修士課程では、「新理数プロジェクト（地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの開発）」の一環として、例えば、奈良県東部に位置する曾爾村との連携により、曾爾村立曾爾中学校・曾爾小学校での教育実践活動を行っているほか、理数科のみを持つ高等学校である青翔高等学校、及びそれに併設された青翔中学校と連携し、課題探求型の授業へサポーターとして参加し、自身の理数科の指導力の向上に努めている。生物科学、農業、ものづくりを特色する山辺高等学校の主に放課後活動のサポートに入り、特に、高校生自らが地元の地域の中学校・小学校で授業を実践する

活動を支援している。

専門職学位課程では、3つの目指すべき教師像（資質能力目標）に基づく規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長の代表者を招いて毎年2月に協議を行い、レベルの設定に当たっては、奈良県教育委員会や同市教育委員会の関係課にも意見を徴しながら検討を重ねている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態の組合せとして、両課程の授業は、講義（修士課程 69.9%、専門職学位課程 30.4%）と演習（修士課程 28.5%、専門職学位課程 56.5%）が中心となっている。

修士課程の授業は、ほぼすべてが、受講生10人以下の少人数の授業となっている。講義においても「考える力」と「表す力」を鍛える対話型授業や、研究成果に基づく新しい教材による教育現場での授業実践につながる授業が多く展開されている。

専門職学位課程では、各科目群においては、獲得させたい資質能力目標を達成するための授業科目を配置しており、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組合せを行っている。

修士課程では、学際的・教科横断的教育をフィールドワーク等の形態も含めて教授する授業が進められている。

専門職学位課程では、「学校実践Ⅰ」及び「学校実践Ⅱ」で、それぞれ連携協力校である公立小学校、中学校の取組に参加し、子供の見取りの仕方、授業・学級経営の方法、学校の業務を学んでいる。「学校実践Ⅲ」では、研究を希望する学校種の教員助手として参加し、各場面における対応の方法を学んでいる。「学校実践Ⅳ」では、研究目的に沿って、実習校で実践研究を行っている。さらに、1年を通じて毎週金曜日に当該実習校でスクールサポートに入り、実習期間中に体験できないことを、学校の職員の立場から体験できる機会を設けている。

実習科目と研究科目をつなぐ授業科目として「演習科目」（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察）を設け、第一人称で自身の実践を省察し実践力を身に付けていく機会を設けている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

修士課程、専門職学位課程とも、単位の实質化への配慮として、大学院設置基準の趣旨を踏まえ、半期15週を確保し、定期試験等の期間を含め、35週を確保した学年暦を定めている。授業1単位につき標準45時間の学修を要することを学則に明記し、入学時のオリエンテーション及び年度始めの履修指導で説明している。1単位の授業時間は、講義・演習においては15時間、実験・実習及び実技は30時間と定めている。残りの30時間ないし15時間は自主学習に取り組むよう指導している。自主学習への配慮として、学生に対して、履修登録前のオリエンテーション時に自主学習に取り組むよう指導するとともに、シラバスに「自学自習についての情報」という項目を設け、全学的に自学自習を促している。

また、前期・後期の授業回数が15回分確保できるように、半期の授業期間（試験週を除く。）を15週間とするとともに授業曜日の振替を行うなど、学習の時間確保に努めている。

両課程共通に、単位の実質化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を奨励する課題の提示等を行っている。

修士課程では、共通科目等の多人数授業においては複数教員による対応、少人数授業においては演習形式による授業展開を進めるなど、個々の授業科目のレベルで単位の実質化につながるような配慮を行っている。

専門職学位課程では、履修登録の上限を年間38単位に設定しており、各年次にわたって適切に授業科目を履修させるよう配慮している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

修士課程及び専門職学位課程では、「シラバス作成時のチェックリスト・シラバス記載モデル」により、当該大学教員による講義について、すべての授業科目の情報（授業概要、授業の到達目標、授業計画、参考図書、準備学習等、評価方法）がシラバスにより提供されている。それぞれの内容に即したフォーマットでシラバスを作成し、週単位の取組についても詳述し、改善・充実を図っている。また、シラバスをウェブサイト上に掲載し、学内外からも検索・閲覧できるシステムを構築している。

シラバス活用状況については、平成26年度の大学院授業評価アンケート結果によると、修士課程及び専門職学位課程において「読んで理解した」(75.2%)、「読んだがよく理解できなかった」(10.6%)となっており、多くの学生が利用していることがうかがえる。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

修士課程では、現職教員等に対する教育を積極的に果たすことを目的に、昼夜開講制度を設けている。この制度には、「1年次フルタイム・2年次定期通学方式」(第14条特例)及び1、2年次とも夜間等の授業を履修する夜間コースがあり、夜間コース大学院学生のために、平日の夜間に各2時限の授業を開講している。また、夜間コースの学生は、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。履修者数は、平成25年度で12人、平成26年度で11人である。

現職教員等で2年間の標準修業年限での履修が困難な場合、2年分の授業料で最長4年間の長期履修を認める長期履修学生制度を設けている。平成24～26年度の夜間コース大学院学生に占める長期履修学生の平均割合は、約67%となっている。

また、現職教員のニーズに応えるため、昼間の大学院学生と交流が図れるよう、修士課程共通科目を土曜日にも開講するなどの改善を図っている。

現職大学院学生の勤務状況に応じて個別指導の時間を適宜設定するなど指導学生に対する配慮を行っている。また、大学院学生が在学中に教員に採用された場合に、在学途中から夜間コースでの履修を可能にするなど、学生のニーズに対応できる体制をとっている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導教員については、学則第 89 条に基づきその決定を行っている。具体的には、大学院学生の研究関心等から専攻ごとに会議で研究指導教員の決定がなされ、4月の教授会で報告され承認される。研究指導教員は、「課題研究」（4単位）を大学院学生に課して毎週の時間割に位置付け、指導を行っている。この毎週の研究指導とともに、専攻及び専修の複数教員による研究指導を行っている。

これらの個別の研究指導はもとより、専攻・専修を単位として「テーマ発表会」「中間発表会」及び「最終発表会」等、修士論文作成の節目において集団的な研究指導の機会を設定している。また、新入生オリエンテーションにおいて研究倫理教育を行うとともに、学部学生及び大学院学生用リーフレット『レポート・卒論・修論を書くときの心得』を作成・配布し、修士論文作成の指導時においても指導教員が研究倫理教育を行うこととしている。

なお、転籍を志望する学生には、一定の条件の下に転専攻・転専修を認める制度を整備している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

当該大学では次のように大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

「修士課程

修士課程においては、学生が豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員あるいは教育者となるために、修了までに次の力量を身につけることを求めます。

1. 教育に関わる高度専門職人としての理論的・実践的力量
2. 学校教育または教科教育に関する諸科学について、専門性を深めることができる研究的力量
3. 広い視野に立って現代の教育及び社会の諸課題に対応できる社会的力

専門職学位課程

専門職学位課程においては、学生が学部段階で身につけた資質能力を基盤に、より実践的な指導力・展開力を備え、学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、あるいは地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとなるために、修了までに次の力量を身につけることを求めます。

1. 学校教育における諸課題に対して組織的に解決できる力量
2. 教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる力量

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

修士課程では、修士課程履修規則第5条に「成績評価は、A(100~90)、B(89~80)、C(79~70)、D(69~60)及びE(59~0)の5段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。」と定め、大学院学生便覧に記載して学生に周知を図っている。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している。個々の授業単位での具体的な評価方法の詳細は、シラバスに記載しているが、多くはレポート、発表内容等から総合的に評価している。

成績評価の分布は、例えば平成26年度の前期で見ると、B(89~80)レベルに相当する3.0以上から4未満が98人中64人と一番多い結果となっている。

専門職学位課程では、その成績評価基準を、専門職学位課程履修規則第9条に「成績評価は、A(100~90)、B(89~80)、C(79~70)、D(69~60)及びE(59~0)の5段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。」と定め、教職開発専攻(教職大学院)学生便覧に記載して学生に周知を図っている。

また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している。個々の授業単位での具体的な評価方法は、シラバスに記載している。共通科目と深化を図る科目は、試験及びレポート等による評価を中心とし、実践科目(演習科目、実習科目、研究科目)は、ポートフォリオ等による評価を中心としている。なお、評価は、アセスメントガイドに基づいて行っている。

上記の基準に基づき行われた成績評価の分布は、例えば平成26年度の前期で見ると、B(89~80)レベルに相当する3.0以上から4未満が36人中19人と一番多い結果となっている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するための措置については、個々の科目の具体的な成績評価基準は各授業のシラバスに示されている。そして両課程とも「成績評価に関する申合せ」において、成績の評価方法等を定めるとともに、学生が成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることができる条項を設けている。

具体的な相談の取扱いは、「成績評価の相談に関する取扱いについて」により、授業担当教員による相談受け付けと、疑問点が解消しない場合の副学長(教育担当)による対応について定めている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士課程の学位論文の評価に係る基本方針や評価基準は、「学位論文及び卒業論文の審査項目等につい

て」(平成21年6月1日、教務委員長)に定めている。この中で、修士論文の基本的審査項目を定め、学生便覧やウェブサイト等に掲載して学生に周知を図るとともに、研究指導教員が研究指導を行う際にも、学位論文の評価の観点や評価の方針を学生に伝えている。また、学部学生及び大学院学生用リーフレット『レポート・卒論・修論を書くときの心得』を作成・配布し、修士論文作成の指導時においても指導教員が研究倫理教育を行うこととしている。

学位論文の審査体制については、学位規則に定めている。学位論文の審査委員主査は研究指導教員が当たり、審査と試験は主査を含む3人から4人の教員で実施している。審査に当たり、必要があると認めるときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院、その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができることにしている。学位の認定は、審査委員会から提出された学位論文の審査結果並びに最終試験の成績に基づき、教務委員会の議を経て、教授会で審議し、この結果に基づき学長が認定している。

専門職学位課程の学位授与のための学位研究報告書の評価については、評価の基本方針と評価基準を、学位研究報告書の基本的審査項目に定め、オリエンテーションや説明会で、学生に周知を図っている。

学位研究報告書の審査体制については、学位規則に定めている。学位研究報告書の審査委員主査は指導教員が当たり、審査と試験は主査を含む3人から4人の教員で実施している。学位の認定は、審査委員会から提出された学位研究報告書の審査結果並びに最終試験の成績に基づき、教職大学院会議で審議し、教務委員会の議を経て、教授会で審議し、この結果に基づき学長が認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 新理数や食育・健康教育、教育・心理探究等の特色プログラムを開設している。
- ユネスコスクールに加盟し、授業内容がユネスコの設置目的、活動内容に合致する授業を「ユネスコスクール推奨授業科目」としている。
- 学生によるスクールサポート活動のための研修・認証制度を整えるとともに、専門職学位課程においてもスクールサポート活動を実施している。
- 「地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの開発」「地域融合で築く理数教育研究拠点における実践的高度教員養成プログラムの開発」等、数多くの文部科学省「特別教育研究経費」事業に取り組み、その成果を「新理数基礎ゼミナール」や「新理数教育」といった授業科目に反映している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度の5年間の教育学部の標準修業年限卒業率は、83.3～89.7%で推移し、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は94.7～96.2%で推移している。教育学研究科では、大多数を占める標準修業年限2年の大学院学生については標準修業年限修了率が78.9～92.9%、「標準修業年限×1.5」年内修了率は84.5～97.4%と数値に幅があるが、ここ3年間はいずれも90%以上の修了率となっている。教育学部での単位修得（合格）率は91.9～93.9%、教育学研究科では95.9～97.1%となっている。

卒業時の免許・資格取得状況について、平成22～26年度の5年間での卒業生に対する教員免許状取得者の割合は94.2～95.8%と高い水準を維持している。学校教育教員養成課程の学生は、2校種の一種免許状の取得が卒業要件となっており、平均して1人当たり2.8～2.9件の免許状を取得している。

教育学研究科では、平成26年度修了生67人に対し、教員免許状取得者数（実数）54人（80.6%）、（延べ数）129人で、1人を除いて専修免許状を取得している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学習の成果を検証するため、授業評価アンケート及び卒業・修了時アンケートを継続的に実施している。教育学部学生による授業評価アンケート（平成26年度前期・後期の全授業）の各質問項目の結果によると、「授業への満足度」「新しい知識や考え方、または教育についての実践力が得られた」「シラバスに記載されている授業の到達目標がどの程度身についたか」といった諸項目への肯定的評価は88～91%となっている。

平成26年度卒業生を対象に実施したアンケートでは、教育についての満足度を尋ねる設問に対する肯定的な評価が91%、学習の達成度を示す設問に対する肯定的評価が70～82%となっている。

教育学研究科（修士課程）の平成26年度修了生を対象に実施したアンケートでは、「大学院教育が社会に出て役立つと思う」が75%、「教育に関わる高度専門職業人としての理論的・実践的力量が身についた」が68%、「学校教育または教科教育に関する諸科学について、専門性を深めることができる研究的力量が身についた」が75%、「広い視野に立って現代の教育及び社会の諸問題に対応できる社会的力量が身についた」が70%となっている。

教育学研究科（専門職学位課程）の授業評価アンケート（平成26年度前期・後期の全授業）によると、各質問項目に対する肯定的回答は、「あなたはこの授業にどの程度満足しましたか？」が97～98%、「新し

い知識や考え方、または、教育についての実践力等が得られましたか？」が97～98%となっている。

また、専門職学位課程の修了時アンケートでは、「教職大学院の教育が教職に就いた時に役立つ」という回答が100%に達しており、「学校教育における諸課題に対して組織的に解決ができる力量が身についた」が73%、「教科指導と生徒指導とを一体化させて個に応じた指導ができる力量が身についた」が73%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学校教育教員養成課程の平成22～26年度の平均教員就職率（＝教員就職者数/卒業者数、以下同じ。）は、正規採用で42%、臨時採用を合わせると63%となっている。校種別では、教員就職者のうちの60%程度が小学校への就職者となっている。

なお、学校教育教員養成課程学生の平成22～26年度の教員採用試験の平均受験率（＝受験者数/卒業者数）は73%、平均合格率は60%となっている。

総合教育課程の平成22～26年度の平均就職率は64%となっている。従来、企業就職者が教員就職者を上回っていたが、平成22～25年度では教員就職者が企業就職者を上回り、4年間の平均教員就職率は40%となっている。平成26年度には教員就職率は17%と大きく低下したが、同年度には大学院等の進学者が33%と大きく増加している。

修士課程の平成22～26年度の平均就職率は72%で、うち、教員就職率は53%となっている。また、専門職学位課程の平成22～26年度の平均教員就職率は92%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、平成15年3月から平成23年3月までに学校教育教員養成課程を卒業した者を対象としたアンケートを、平成23年度に実施している。「大学時代の講義で学んだことについて、卒業後の仕事、日常生活に役立っていることはありますか」との質問に対し、「ある」と回答した者は87.7%となっている。

また、平成21年度3月から平成23年度3月までに専門職学位課程（教職大学院）を修了した者を対象に、学習成果を検証するためのアンケートを平成24年度に実施している。「教職大学院で学んだこと全般（学位研究報告書を含む）について尋ねます。どのような点が現在の取組に活かしている成果であったと思いますか？」との質問に対し、学部卒業後そのまま進学した者では「授業力の基本を身に付けることができたこと」、教職を経て入学した者では「これまでの自分の実践を振り返る良い機会になったこと」が最も多い回答であった。

さらに、平成26年度には卒業（修了）生の就職先の関係者からのアンケートを実施し、回答を分析している。

卒業（修了）生の就職先の関係者からのアンケートは、就職支援室に報告されている卒業（修了）生の就職先のうち、平成21～25年度に奈良県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に就職した卒業（修了）生（388人）の就職先各学園長を対象に実施している。

学部卒業生に対するアンケートは、当該大学のカリキュラム・フレームワークに掲げる新任の学校教員として備えるべき7つの目標資質能力基準（Ⅰ 学校教育の課題把握、Ⅱ 教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化、Ⅲ 情報活用能力、Ⅳ 授業力、Ⅴ 児童・生徒理解と教育実践への具体化、

VI 学校と地域社会との連携、VII 職能成長) について、卒業生・修了生の新任教員としての修得状況を「十分に達成している」「達成している」「さらなる努力を要する」の3段階から1つを選択する方法で実施している。調査結果では、7つの目標資質能力基準のすべてで66%を超える肯定的評価（「十分に達成している」「達成している」）を得ており、特に能力基準II、III、VIIについては80%を超える肯定的評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

校地面積は147,060㎡、校舎等の施設面積は29,463㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

当該大学の教育研究施設は、研究棟13棟、講義棟4棟、次世代教員養成センター1、2号館、情報館、図書館及び教育資料館からなり、教育研究活動を展開するため、教員研究室、講義室、実験実習室及び大学院生室等を備えている。平成26年度現在、講義室28室（総面積2,155㎡、収容人数1,750人）の稼働率は59%となっている。また、講堂、体育館、武道場、舞踏室、課外活動共用施設、学生会館等の共通施設を整備しており、このほか屋外体育施設として、多目的運動場、テニスコート、弓道場、プール等を整備して、授業や課外活動に活用している。

退職した教員研究室を含めた非専有室を学長管理の下、共同利用スペースとし、「奈良教育大学施設の有効活用に関する要項」に基づいて基盤・重点研究等のために研究室を貸与している。このほか、学生の自主学習用や活動・議論の場として、モデル教室、グループ学習室、ラーニング・commons、情報サテライト室、学生オフィス、国際交流室を整備している。

施設・設備の耐震化においては、建物規定規模における構造体、非構造体の耐震性保有率は100%（教職員宿舎を除く。）となっている。また、附属中学校がある佐保田団地においては、平成26年度に受水槽を更新し、ライフライン再生整備を行っている。

施設・設備のバリアフリー化については、講義棟、研究棟及び図書館にスロープ、エレベーターが設置されており、多目的トイレの位置を構内案内板等に明示し、随時改修を行いキャンパスアメニティ環境の向上に努めている。

安全面・防犯面については、大学構内や附属学校等に防犯カメラを設置し、安全面・防犯面について整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学のキャンパス情報ネットワークは、全棟を光ファイバにより高速通信できるように整備されており、遠隔地の附属中学校とは、専用線によって接続している。学外接続として、広域イーサネット（1Gbps）により、奈良DC（データセンター）を経由して学術情報ネットワーク（SINET S）に接続し、

教育研究活動の利用をはじめ、研究情報の交流、地域・学校現場・企業等への各種情報発信等に利用されている。その際、安全に学外へ情報提供できるように、ファイアウォールを整備運用している。この仕組みは、不正アクセス等の迷惑行為が行えない仕組みとしても機能させている。キャンパス情報ネットワークには、あらかじめ登録されたパソコンのみが接続できるようにしている。

当該大学では、共同利用パソコン計 235 台（パソコン 1 台当たり学生 5.7 人）を配置し、学生の教育・研究活動に提供している。

なお、平成 25 年 2 月に全学の情報システムの更新を行い、情報基盤サービスを全学に安定して提供している。

また、京都教育大学、大阪教育大学及び奈良教育大学の資源・特色を踏まえた有機的な連携を推進するため、ICT 設備を活用した双方向遠隔授業システム導入を行うとともに、高度な ICT スキルを持った教員養成のための支援教育モデルプログラムの開発を行っている。ここでは、「三大学で双方向遠隔授業の実施」「ICT 支援員養成・認証プログラムの開発と実施」「ICT スキルを持った学生・教員の育成・研修プログラムの開発・実施」を掲げている。これらのプログラム開発を円滑に実施し、それらに基づき育成・研修を実施するための基盤として、学校教育現場において使用されている電子黒板、プロジェクタ、書画カメラ等の ICT 機器類を各教室に整備し、その上で双方向遠隔授業や交流学习を実施可能な教室及びシステムの整備を行っている。その他、電子教科書とタブレットパソコンの導入及び学内無線 LAN 網の拡充や図書館、附属学校園等においても ICT 機器類の整備を行うなど、教育の情報化に対応するための教育研究活動に必要な環境を整えている。

また、学習支援機能を高めた e-learning システムを導入しており、教員が授業に関するウェブサイトを作成し、授業に対する学生からの意見を集めることができる環境を整えている。

情報ネットワークの円滑な運用及びセキュリティ対策を図るため、キャンパスネットワーク利用規則、個人端末接続規則及び学外端末接続規則の諸規程を整備するとともに、情報セキュリティポリシーを制定しており、最高情報セキュリティ責任者の下、情報セキュリティを確保するための組織及び責任者を明確にしている。教職員・学生等の利用者には、冊子『「情報モラル」とマナーについて』等により情報セキュリティポリシーの周知を行うとともに、新入生には授業において説明し、新任教職員には利用ガイダンスの研修を実施している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学の図書館は、座席数 310 席の閲覧室や、書庫のほか、グループ学習室、ラーニング・commons、貴重図書室、AV 室、えほんのひろば、情報サテライト室等を整備している。また、学生の主体的学習を支援するため、平日の夜間に加え、土曜日も開館している。開館時間は、授業期間の平日は 9 時から 21 時（土曜日、日曜日及び祝日は 10 時から 17 時）である。平成 26 年度において、開館日数は 272 日、入館者数は 68,982 人となっている。

図書館は、図書 325,862 冊、雑誌 6,023 種類のほか、視聴覚資料 536 点を所蔵している。図書資料は、「図書資料収集方針」に基づき系統的に収集し、教員養成大学図書館として体系的で均衡のとれた蔵書構成となっている。講義に関連する図書や学生の教養を高める図書について教職員・学生からの推薦を随時受け付けており、図書資料の充実を図っている。教科書・指導書については、奈良市内の主要小学校、中

学校、高等学校が使用するものを主に購入している。小学校・中学校は当該大学附属校の教科書及び奈良市教育委員会採用の教科書を各科目3冊ずつ、採用されていない教科書も各科目全種類を1冊ずつ購入している。これらは、教科書・指導書コーナーを設けて学生の利用に供している。また、シラバス図書については、各授業科目を担当している教員が、履修する学生が必読すべき、または参考として読むべき図書として指定したものを整備し、専用のコーナーを設けている。

「えほんのひろば」は、附属学校園との連携教育、また地域の家庭教育の支援を目的に開設した、特色ある取組である。絵本を活用した授業の場、附属幼稚園園児の保育、学生のクラブ活動での利活用の場、子育て支援としての地域における交流の場及び現職教員（公立図書館司書を含む。）の再教育の場となるよう充実を図っている。

学生の利用に資するため、『図書館利用案内』の冊子を配布し、新入生には図書館利用のガイダンスを実施している。平成26年度における学生への貸出実績は18,426冊、学生1人当たりの貸出冊数は年間約14冊となる。なお、利用者の多様な資料要求に応えるため、全国の大学と資料提供面で図書館間の相互協力を実施している。平成26年度実績としては、当該大学から貸し出したもの289冊、当該大学が借り受けたもの285冊である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主学習支援のため、図書館（310席）は平日の夜間に加え、土曜日、及び試験前3週間から試験期間の日曜・祝日も開館している。さらに、学生オフィス（48席）、情報サテライト室を設けており、学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。

学生間の討論の場として国際交流室、学生会館談話室がある。また、図書館内には、平成26年度に電子黒板やディスカッションテーブルを備えたグループ学習室とともに、自学自習の空間として、ラーニング・コモンズを設置しており、年間延べ6,000人以上が利用している。

ほかにも、教育資料館を有しており、初等中等教育に関する資料を中心に収蔵し、学習のための利用に供している。同時に、教育・研究発表の場として展示等にも活用している。また、学習の一環として、世界遺産関係のDVDを鑑賞する世界遺産ミニシアターを備えている。

図書館の利用頻度に対する調査は、平成25年度学生生活実態調査で実施しており、「毎日」「週1回以上」「月1回以上」と回答した者を合わせると、学部学生が67.9%、大学院学生が80.6%となっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、毎年4月の入学時に、新入生を対象にガイダンスを3日間にわたり実施している。ガイダンスでは、教育課程、履修登録、学生生活等についての説明のほか、専修別のガイダンス、ネットワークガイダンス、学年担当教員との懇談等も実施している。

教育学研究科（修士課程及び専門職学位課程）では、毎年4月の入学時に、新入生を対象にガイダンスを3日間にわたり実施している。ガイダンスでは、課程の概要、教育課程、履修登録、小学校教員免許取得プログラム、学生生活等についての説明のほか、指導教員との懇談等も実施している。

修士課程の夜間コースでは、別途、毎年4月の入学式当日の夜間にガイダンスを実施している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズの把握としては、学生委員会による学生生活実態調査を隔年ごとに実施している。調査で得られた結果は、学生委員会において分析を行い、全教員に結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている。

学習相談については、オフィスアワーを導入し、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子「学生生活」及び大学ウェブサイトで周知を図っている。

学部においては学年担当教員と指導教員を設けている。学年担当教員を専修ごとに置き、1年次生から3年次生の間、毎学期終了後にリフレクション・ウィークを設けて履修状況の確認を行っている。また、大学院学生については研究指導教員（教職大学院にあつては指導教員）が入学後定められ、学習相談・助言に当たっている。

特別な支援が必要な者としては、留学生 41 人、社会人学生 23 人（現職教員：大学院 21 人、専攻科 2 人）、障害を持つ学生 3 人が在籍している。

留学生については、国際交流推進室、国際交流留学センター及び学生支援課がその対応に当たっている。留学生向けの正規授業のほか日本語の補講を外部講師に依頼して実施している。また、留学生懇談会、学習旅行を実施して、留学生の状況を把握するとともに、留学生担当教員が定期的に面談を実施し、支援のニーズの把握に努めている。このほか、相談を受けた教職員が把握した学生の要望等を、関係省職員で共有し対応を行っている。

社会人が在籍している研究科各専攻にあつては、夜間の授業の際に、相談に応じるとともに、必要な助言等を行っている。障害を持つ学生に対しては、年度始めに希望を調査し、ノートテイクの配置等の支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。
該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学では、正課以外に大学の許可の下に学生が自発的に行う文化的、社会的、体育的な諸活動を奨励している。

自治的な学生団体として、学生自治会、体育会、文化会、報道会、大学祭実行委員会があり、平成 26 年 5 月現在、体育会が体育系クラブ（26 団体）、体育系サークル（6 団体）の活動を、文化会が文化系クラブ（10 団体）、文科系サークル（12 団体）の活動をまとめている。

大学の支援体制としては、すべてのクラブ・サークルに教員が顧問として関わり、また、学生委員会の中で課外活動の担当委員を設け、支援を行っている。

課外活動施設として、学生会館、サークル部室、課外活動共用施設（サークル共用棟）及び音楽練習室を設置している。うち、短期使用施設として会議室、多目的スペース、資料作成室を、長期使用施設として文化会室、体育会室、練習室、倉庫を、使用許可制により学生団体の利用に供している。体育施設は、

50mプール、テニスコート、舞踊場、トレーニング室、体育館、柔道場、剣道場、砂場、400mトラック、ラグビー・サッカーコート、野球場、ハンドボールコート、弓道場等々が備えられている。その他の物的支援として、用具・機械・楽器等を適宜支援しており、後援会からも課外活動のための物品等購入の支援が行われている。

このほか、学生の課外活動（及び学術活動等）の振興策として学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行っている。

また、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援を行う「学生企画活動支援事業」（平成26年度は5件、総額123万円。）を実施している。

さらに、課外活動等の実施に当たって学生、教職員が危機対応・危機管理に関する認識を共有するための教育指導研究会を年1回開催するとともに、指導力の育成、並びに相互の親睦と理解を深めるため、「サークルリーダーズ・ミーティング」（体育会・文化会）を開催し、今後の対応についての説明や、次期リーダーとしての心構えの啓発を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生委員会による学生生活実態調査を実施し、そのニーズや実態の把握を行っている。

大学生生活全般における要望・相談については、「学生なんでも提言箱」を設置（管理棟と学生会館の2か所、電子メールでも可。）し、副学長（教育担当）を責任者としてハラスメント、教務・大学生生活全般、施設改善要求等の事項に対応している。

個人生活上の諸問題については、学生相談室を設置し、学生相談員（保健センター長・医師）を配置して対応を行っている。健康相談及びカウンセリングについては、保健センターが対応している。特にカウンセリングにおいては、週2日、学外から臨床心理士（カウンセラー）1人を配置している。

進路相談については、就職支援室に就職指導員（キャリアアドバイザー）2人を配置するとともに、外部相談員1人を委嘱し対応している。また、キャリアサロンを設置し、パソコンや就職関係資料等を整備し、進路選択に供している。

就職支援室では、就職指導員（キャリアアドバイザー）による進路個別懇談（対象：学部3年次生及び大学院1年次生全員）を平成26年度より実施し、学生のニーズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析し、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している。また、教員採用導入ガイダンス時に教員採用試験受験者の受験地・校種をアンケートにより把握し、グルーピングを行い、それぞれのグループに応じた受験対策の指導・助言を行っている。

各種ハラスメントについては、ハラスメントの防止及び対応に関する規則に基づき、ハラスメント相談員（医師、看護師、教員、事務職員）11人を配置し、ハラスメントの防止及び対応に関する指針に基づき、啓発・防止・救済に努めている。相談員から報告のあった事案については、人権・ハラスメント防止委員会が対応している。また、平成22～26年度には毎年、人権ハラスメント防止に関する研修会を行い、大学内外の専門家による講演を交えながら、教員の理解と改善に努めている。

そのほか、学生委員会に、適宜、事件・事故に対応する小委員会を設置し、関係部署が連携して、組織的な支援・対応を行っている。

これら各種相談体制の学生への周知に関しては、ウェブサイトや冊子『学生生活』、ハラスメント防止リーフレット、掲示等により行っている。

また、教員も随時、大学生生活上の事柄について相談、助言に当たっている。指導教員制は、主に4年次生の卒業論文の指導を行う制度で、研究室単位での修学や就職の問題についても指導や助言に当たっている。

留学生の生活支援については、国際交流推進室、国際交流留学センター及び学生支援課を対応組織として位置付け、留学生担当教職員等との面談や学生生活実態調査、留学生アンケート等により生活支援のニーズの把握に努めるとともに、『留学生ハンドブック』を作成して、就学を含む生活支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学料免除及び授業料免除は、入学料免除選考基準及び授業料免除等選考基準により、学生委員会の議を経て学長が行っている。平成26年度入学料免除の申請・許可状況は、申請者15人、許可者8人（全額免除者1人、半額免除者7人）となっている。また、平成26年度授業料免除の申請・許可状況は、申請者136人、許可者126人（全額免除者100人、半額免除者26人）である。特に留学生に対しては、私費外国人留学生授業料特別免除制度を設けており、学業成績が特に優秀な学生に対して、各学年1人の授業料を全額免除している。また、授業料免除可能額については、大学独自の支援として年間約320万円を上乗せして実施している。

当該大学で取り扱っている奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、そのほかに地方公共団体及び民間育英団体の奨学金があり、平成26年度の日本学生支援機構等の奨学金の受給率は、学部で36.6%、大学院で30.2%となっている。

大学独自の奨学金としては、後援会が実施している「学習奨励費」があり、月額1万円（年額12万円）、年間10人が対象となり、奨学金給付者の選考は後援会の役員会が行っている。

学生宿舎として女子寮（定員64人）を設置している。寄宿料は個室Aが月額6,000円、個室B（シャワー付）が月額15,000円であり、入居選考は学生委員会で行っている。

留学生用には国際学生宿舎を設置している。日本人男子学生用と留学生用の居室がある。寄宿料は月額4,700円であり、入居者の選考は学生委員会で行っている。

以上の諸制度については、全学生に配布している冊子『学生生活』や、ウェブサイト等に掲載し、周知を図っている。

なお、経済面での援助に関する学生のニーズについては、学生生活実態調査で把握し、各種制度の運用に役立てている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 就職支援室では、就職指導員（キャリアアドバイザー）による進路個別懇談（対象：学部3年次生及び大学院1年次生全員）を平成26年度より実施し、学生のニーズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育学部、大学院修士課程・専門職学位課程を通じて、教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積する担当組織として、従来教授会傘下の教務委員会とFD委員会があったが、平成24年10月からはFD委員会に代わって法人傘下の教育課程開発室にFD専門部会を設置している。

FD専門部会では、教育方法等の改善を目的として、学生による授業評価アンケートを前期・後期授業終了時に実施している。この集計結果は担当の教員にフィードバックし、担当教員は授業の課題と改善案を記入した「授業評価アンケート集計結果を受けての担当授業科目へのフィードバック・改善等調査票」を提出して授業改善を図っている。

また、学業の成果を裏付ける学生の自己評価に関連し、卒業（修了）時アンケートを継続して実施しており、その結果を教授会で報告し、教育の質の改善を図っている。

FD専門部会では「ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書」を作成し、学内のウェブサイト公表し、教育の質の改善に向けた取組について学内で共有している。

教育課程開発室にFD専門部会が設置され、教育の質の向上や大学教員の職能成長について所管するという機能分担が確立し、教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するに当たり、教育担当理事を中心に組織的活動が促され、改善に結び付けるための継続的な取組が効率よく実施できている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育課程開発室FD専門部会では、教育方法等の改善を目的として、学生による授業評価アンケートを前期・後期授業終了時に実施している。過去5年（平成22～26年度）の間に実施率は全体として上昇しており、平成25・26年度には88～89%に達している。この集計結果は、担当の教員にフィードバックしている。同時に学務情報システムにおいて、少人数の授業科目（学部：2人以下）を除いて教員相互に閲覧可能となっており、授業の改善のための資料としている。また、学生は学務情報システム上で自身が受講した授業のアンケート結果を閲覧することができる。

学生委員会を中心として、2年に1回学生生活実態調査を実施している。調査結果は、学生委員会及び関係の委員会が分析を行い、報告書にまとめて全教員に配布している。

学生と学長との懇談会「学長と話をしよう」を開催しているほか、各教員によるオフィスアワーがあり、学生から質問や相談を受ける体制にある。また、「学生なんでも提言箱」を設けており、授業や学習環境についても随時意見を伝えることが可能である。また、教員養成教育における学習の成果を検証するため、卒業（修了）時アンケートを継続的に実施している。なお、平成24年度まで6年にわたって、学生が主体で学生・教職員のみならず後援会員・同窓会員・地域住民が自由に語り合うことで大学の活性化を図る大学懇談会を開催していた。

教員からの意見聴取は、各講座・専修や各種委員会での議論・意見を教務委員会、教育課程開発室、教育課程開発室FD専門部会が把握することにより、また、職員からの意見聴取は、週1回開催の課長会と月1回開催の事務連絡会議を通じて、いずれも継続的に行われ、検討結果は教育課程の見直しや教育の質の向上、改善のための取組となっている。

また、このような学生・教職員からの意見や評価結果は、教授会等において報告され、教授会等の議を経た上で、さらに検討すべき事項については、関連委員会や関連講座に随時、再検討が求められる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者との意見交換の場として、奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会を毎年開催している。奈良県教育委員会側からは教育長をはじめ、教職員課長、学校教育課長等の教育行政責任者、当該大学側からは学長をはじめ、各種委員会委員長等が参加し、受入側が求める教師像に関する意見交換を行い、教職大学院での連携協力等、大学院教育の改善につなげている。また、平成24年10月に設置した教員養成高度化推進委員会以降、教育委員会関係者若干名を委員として迎え、学外委員の発言を適切な形で教育の質の改善・向上に活かしている。平成25年11月に設置した教員養成高度化委員会には、奈良県教育委員会関係者として教育長が出席し、発言・提言を行っている。

経営協議会の学外委員からの意見を継続的に法人運営に活用しており、平成22年度からは大学ウェブサイト上で閲覧可能として取組事例を公開している。平成25年度の経営協議会でのグローバル化に関する意見、並びに学生に対する英語教育に関する意見を踏まえて、平成26年度に奈良県教育委員会との連携協議会の下、専門部会「英語教育」を設置し、小学校外国語活動、教員研修等の改善に向けて検討を開始している。

平成26年度には、過去5年間（平成22～26年度）に卒業（修了）生が就職した奈良県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象に、教員養成教育における学習の成果検証のためのアンケートを実施した。当該大学のカリキュラム・フレームワークに掲げる新任教員として備えるべき7つの目標資質能力基準について、達成度に関する調査項目を設け、教育目標に照らした教育成果の検証を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育課程開発室FD専門部会では、各年度のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）事業の実施計画を立て、授業評価アンケート、卒業（修了）時アンケートを実施するとともに、FD交流

会やFD研修会を継続的に実施している。その実施結果は、FD事業報告書、授業評価アンケート報告書として教職員に配布するとともに、図書館において学生の閲覧に供している。

FD交流会やFD研修会は、教育実践、授業展開、方法に関する当該大学の教員の発表を行うもので、それぞれ年1回実施している。平成26年2月FD研修会実施後のアンケートでは、95%の教員が「研修会のテーマが適切であった」と評価し、教職大学院の取組について、「もっと詳しく知りたい」と答えた人が80%となっており、多くの教員が、高度化に向け教職大学院の取組を参考にしたいと考えている姿勢がうかがえる。

これらのFD事業については、FD専門部会において毎年度検討され、次年度への改善につなげている。

FD交流会やFD研修会では、平成24年度以降、学部と大学院修士課程・専門職学位課程や、あるいは京都教育大学・大阪教育大学との交流・研修を実施している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教務課職員への研修は、基本的にOJT (On the Job Training) により、日常の業務を通して、上司や先輩から直接指導を受けることで、多様な学生への指導方法や、教育支援業務の法令上の位置付け等に関して適宜、実践的に学ぶことにより、教育支援者としての能力開発を行っている。また、大阪教育大学主催「5機関新入職員合同研修」、国立大学協会主催「国立大学法人等若手職員勉強会」「京阪奈三教育大学連携SD事業」等の各種研修への派遣も行っている。

教育補助者としてのTA (平成26年度延べ63人) 及びSA (平成26年度延べ6人) については、授業担当教員が、個別に指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するに当たり、教育担当理事を中心に組織的活動が促され、改善に結び付けるための継続的な取組が効率よく実施できている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 17,335,942 千円、流動資産 449,165 千円であり、資産合計 17,785,107 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,643,435 千円、流動負債 569,975 千円であり、負債合計 2,213,410 千円である。これらの負債のうち、長期及び短期のリース債務 139,114 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 3,558,321 千円、経常収益 3,537,743 千円となっている。平成 26 年度は、R I 設備内の放射性物質の廃棄処理、環境安全対策引当金の繰入による臨時的費用が発生しているため、経常損失 20,578 千円、当期純損失 27,181 千円であるが、目的積立金 32,941 千円を取り崩すことにより、当期総利益は 5,760 千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金 86,325 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て策定される予算編成方針に基づいて配分されている。

さらに、学長裁量経費にあつては、学長が直接ヒアリングを実施し、当該大学のミッションや大学改革に即した特色ある教育研究、また、外部資金獲得のための萌芽的な調査研究等に予算配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランに基づき、整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則、監事監査実施基準に基づき、年度当初に監査計画を策定し、学内各組織に対する業務監査及び財務に関する監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査規則に基づき、学長直轄の組織である監査室が年度当初に内部監査方針・実施計画を策定し、業務運営及び会計経理に関する内部監査を実施している。

また、内部監査、会計監査人監査及び監事監査は、相互に連絡調整を図っており、法人全体を見通した適正かつ円滑な監査業務が遂行されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員として学長、理事 3 人及び監事 2 人を置くとともに、学長を補佐する副学長 4 人並びに学長特別補佐を 2 人、副学長を補佐する学長補佐 6 人を置いている。理事のうち、教育担当は副学長（教育担当）を、総務担当は事務局長を兼ね、また、渉外・連携担当は学外から招へいしている。管理運営組織については、国立大学法人法に基づき、学長選考会議、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。事務組織としては、事務局長の下に、教務課、入試課、学生支援課、教育研究支援課、企画連携課、総務課、

財務課及び施設課の8課(事務・技術職員計59人)を置き、事務分掌を司っている。また、企画・評価室、就職支援室、入試室、地域連携室、国際交流推進室の6つの教職連携組織を設置しており、それぞれ室長である担当副学長の下、戦略的・機動的な法人運営を推進している。

危機管理としては、防災規則、緊急事態等対策規則により危機管理体制を整備している。また、災害・事故等緊急対応マニュアル「安全のためのしおり」を作成し、教職員及び学生に配布して災害・事故等の際の行動指針等の徹底を図るとともに、防災訓練等の取組を行っている。さらに、平成27年3月に緊急時対応に加え平常時のリスク管理についても記載した教職員向けの「危機管理・リスク管理のためのマニュアル」を新たに作成し、危機管理の徹底を図っている。

さらに、学術研究の信頼性と公共性を確保するために公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針を定めるとともに、公的研究費の不正使用防止のため、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則を定め、不正行為の未然防止に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生については、授業評価アンケートや学生生活実態調査を実施し、意見や要望の把握に努めている。また、学生自治会が意見要望を大学側に示し、この要望等に基づき学生自治会と意見交換の上、大学としてニーズ把握を行っている。さらに、学長と学生による「学長と話をしよう」を実施している。これは、学長が学生と談話することで学生の意見や要望を直接聞き、これを大学運営に活かすことを目的として、年1回実施している。

教員については、教授会等での議論を通じて、職員については、週1回開催の課長会と月1回開催の事務連絡会議を通じて意見や要望を把握し、大学の管理運営に反映している。さらに、平成27年1月に「監事の講演及び監事と若手職員の意見交換会」を実施し、その内容を運営会議で報告するなど、意見や要望の把握に努めている。

学外関係者については、調査形式では当該大学卒業(修了)生の就職先のうち、奈良県内の幼・小・中・高・特別支援学校等の各学校園長を対象とした「本学における教員養成教育の成果検証アンケート」(平成26年度)、懇談形式では「奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会」を毎年度実施し、ニーズの把握に努めている。

監事や経営協議会学外委員との意見交換は随時実施しており、大学ウェブサイトに「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に活用した主な取組事例」を掲載している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、業務担当及び会計担当の2人の監事を置き、監事監査規則に基づき、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を図ることを目的に監査を行っている。

監事は、毎年度、監事監査計画を策定し、業務監査は、各センター、附属学校及び事務局各課からのヒアリングを実施している。また、会計監査に関しては、毎年度開催される監査報告会(学長、総務担当理事、監事が出席)において、会計監査人から説明及び報告を受け、現状を把握するとともに、会計監査人

から学長宛てに出された独立監査人の監査報告書の説明を受け、財務諸表等の吟味をしている。この結果は、監事による監査報告書に記載されている。

監事は、業務の運営に関して役員会を含む重要な会議に出席し、その審議状況、審議内容を常時把握し、意見、提言を行うとともに、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、書類等の閲覧を行い、業務等の状況を調査し、学長に報告している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

新規採用教職員を対象としたオリエンテーションにおいて、人権・ハラスメント防止、法令遵守、危機管理への対応等において周知徹底を図るとともに、新規採用教職員オリエンテーションや係長研修、会計事務研修等の職階・職務別研修及び実務研修において職員の専門性を高め、資質の向上を図っている。毎年定期的に行われる研修（京阪奈三教育大学連携SD研修、国立大学協会及び人事院等主催の各種研修等）や当該大学主催の研修については、前年度の年間スケジュールを基に、職員の職位・職歴・スキル等を勘案して研修に参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の点検評価実施方針に基づき、個人評価及び組織評価を実施している。個人評価については自己評価委員会、組織評価については企画・評価室がそれぞれ担当している。

組織評価は、年度途中で各種委員会等から活動進捗状況を提出させ、年度計画の進捗状況等を確認するとともに、関係組織に対して全学的な見地から調整を行っている。また、年度末に各種委員会等が自己評価年次報告書を作成し、それらを企画・評価室において分析している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

毎年度、国立大学法人評価委員会の業務の実績に関する評価を受けている。

平成 21 年度に他大学の教員 6 人で構成する、外部評価委員会を立ち上げ、研究に関する外部評価を実施している。また、大学評価・学位授与機構による「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を受審し、目的の達成状況が良好であるとの評価を受けている。さらに、平成 21 年度には大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」において基準を満たし、また、平成 23 年度には教員養成評価機構による「教職大学院認証評価」では、基準に適合しているとの評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成 24 年度国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価において、「経営協議会における

学外委員からの意見の法人運営への活用状況について、公表がなされていないことから、今後、適切な対応が望まれる。」との指摘を受けた。

平成 21 年度大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価において「学士課程及び大学院修士課程のシラバスの記載内容に精粗がみられる。」との指摘を受けた。

「カリキュラム・フレームワークについて、学生への周知を図り、それが単位認定の評価の適正化と連動して展開されることが期待される。」との指摘を受けた。

「特別支援教育研究センターの出入口及び通路、さらに図書館玄関へのアプローチ及び内部のバリアフリー化が早急に必要である。」との指摘を受けた。

平成 21 年度に実施した研究に関する外部評価において「特別支援に関する研究について、高校生への支援が今回の報告ではなかった。」との指摘を受けた。

平成 23 年度教員養成評価機構による教職大学院認証評価において「平成 20～23 年度にかけて、奈良県教育委員会派遣教員の減少がみられる中、現職教員学生と学部新卒学生の別によるコースを設けていないことから、学部新卒学生の占める割合が拡大することが予想され、今後、これに対する教職大学院の方針・対応を明確にしておく必要が生じると考える。」との指摘を受けた。

以上の指摘について、それぞれ適切に対応し改良に努めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、大学ウェブサイトの大学紹介「大学の理念・特色」に掲載するとともに、毎年度刊行する大学概要にも掲載し公表している。また、教職員に対しては、新規採用教職員オリエンテーションで大学の目的を説明しており、学生に対しては、配布物の履修の手引（学部）、学生便覧（修士課程及び専門職学位課程）に学則を掲載し周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針は、教育学部、教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科のそれぞれに定めたものを、大学ウェブサイトの入試情報「入学者受入方針（アドミッションポリシー）」に掲載するとともに、大学概要にも掲載し、周知を図っている。また、大学案内（学部、修士課程、専門職学位課程）及び学生募集要項（学部、修士課程、専門職学位課程、特別支援教育特別専攻科）にも掲載し、受験者、保護者、高等学校関係者等にも周知を図っている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイトの大学紹介「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に掲載するとともに、学生に配布する履修の手引（学部）、学生便覧（修士課程及び専門職学位課程）にも掲載し、周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に定められている 9 項目及び第 2 項に定められている項目について、ウェブサイトの「教育情報の公表」において、すべて公表している。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の規定に基づく「教員の養成の状況についての情報」も大学ウェブサイト公表している。

また、学校教育法第 109 条第 1 項に定められている自己点検・評価等の公表については、「自己点検評価」に、独立行政法人等情報公開法第 22 条で定められている各年度の諸表等は、「情報公開法第 22 条に規定する情報」において、それぞれ大学ウェブサイト公表している。

さらに、教員の教育研究活動については、「教員一覧」や「奈良教育大学教員研究データ検索」に、大

奈良教育大学

学で行っている教育研究活動の中で特色のあるものについては、「特色ある教育研究」を大学ウェブサイト上に設け公表・発信している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 奈良教育大学

(2) 所在地 奈良県奈良市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

関連施設：図書館（教育資料館）、次世代教員養成センター、国際交流留学センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、自然環境教育センター、保健センター、附属中学校、附属小学校、附属幼稚園

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部1,126人、大学院159人、専攻科12人

専任教員数：107人

助手数：0人

2 特徴

本学は、明治21年奈良県尋常師範学校として創設されて以来125年余りの歴史を有する。この間、奈良県の女子師範学校、青年師範学校の官立移管に伴う合併を経るなど一貫して教員養成機関として教育研究の充実・発展を図りながら、新学制発布の昭和24年5月に奈良学芸大学となり、昭和41年には奈良教育大学と改称した。そして、平成15年の国立大学法人法の施行により、平成16年4月に国立大学法人奈良教育大学が設置する大学となった。平成24年4月に学部改組を行い、平成11年に設置した学校教育教員養成課程と総合教育課程を再編し、学校教育教員養成課程に一本化した。

本学は、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員、及び社会の多様な変化に対応し、より広い分野で積極的に活躍する人材の養成を目指している。そのため、教員養成を目的とした教育学部（学校教育教員養成課程）を設置している。また、教育実践の経験を踏まえた教育理論の見直しなどの研究を行いながら高度の科学・芸術の研究に直接参加できる場として大学院教育学研究科修士課程を、現代の学校教育の諸課題に的確に対応できる、高い使命感を持った、より高度な実践的指導力を備えたプロフェッショナルとしての教員を養成する大学院教育学研究科専門職学位課程をそれぞれ設置

している。さらに、情緒障害教育の充実に資するため特別支援教育特別専攻科を置いている。

これらの教育組織を有する本学の教育研究の特徴としては、次の3つの柱が挙げられる。

(1) 「少人数教育」による教育・研究の充実

本学は、小規模大学の特性を生かした「少人数教育」に基づく充実した指導によって、確かな学力の基盤のうえに、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力といった学びを創造し、その成果を発信する力を着実に身につけることができる。本学の卒業生に対するアンケート結果では、本学で学び、本学を卒業したことへの満足度が8割を超え、その理由として学生と教員との距離が近いことが特に多く挙げられている。「少人数教育」は、まさに本学の特色と言える。

(2) 「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実

本学は、古都・奈良の中心に位置し、豊かな自然と世界遺産を含む多くの伝統文化遺産に囲まれている。世界中から観光客が訪れるこの地でキャンパス・ライフを送ることは、国際交流、異文化理解、日本文化理解にとって、得がたい経験となる。本学は、その利点を生かして、講義や行事、教育活動において、奈良特有の自然環境や文化遺産に触れ、その理解を深めるさまざまな機会を設けている。近隣の国立博物館との交流も積極的に行われている。このような体験や学習を通じて、日本の伝統文化への理解やそれを外へと発信する国際感覚を養うことができる。

(3) 「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実

本学は、全国の先導的取組として「理数科離れ」に対応した「理数科教員養成プログラム」をはじめとして、県内各地・学校との連携による実践的で専門性に優れたキャリア教育を充実させている。また、教育委員会との連携により、学校教育支援活動として学生ボランティアによるスクールサポーターを学校・園へ派遣するなど教員養成大学の特性を活かした地域への貢献活動を行うとともに、スクールサポーターとしての力量を高めるための研修も行っている。入学から卒業まで一貫した体験学習を含むこのような取組を通して、社会から要請される実践的指導力を育成することができる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の目的

本学は、学校教育法に基づき、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。この目的を踏まえ、創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを大学の使命としている。

その実現のため、学士課程においては、学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に答え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員の養成に努め、大学院課程においては、学士課程との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成に努めている。

2. 学部・研究科等ごとの目的

2-1. 教育学部（学士課程）

本学の目的を達成するため、教育学部においては、広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成することを目的とする。そのため、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校といった学校種別ごとの養成課程を統合し、学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえて実践力豊かな教員を養成する学校教育教員養成課程を置き、主として次の4つの力量の形成を目指す。

- (1) 学校教育を幅広く見渡し、柔軟に対応できる教育的力量
- (2) 専門的知識・技術を踏まえた授業・教育指導を行える実践的力量
- (3) 多様な子どもたちに対応できる臨床的力量
- (4) 現代的課題に対応できる社会的力量

2-2. 大学院教育学研究科（修士課程、専門職学位課程）

大学院教育学研究科においては、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成することを目的とする。そのため、教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程を設置している。

修士課程には、教育学、幼年教育、心理学、教育臨床・特別支援教育を中心とした学校教育に関する諸科学の理論と実践について学習・研究を行い、学校教育における実践を支える基礎理論にアプローチする学校教育専攻と、学校教育における各教科教育に関する諸科学に基づく実践・理論的な学習・研究を行い、各教科の学問的基礎力をもとに教育実践、教育臨床への理論的応用を図る教科教育専攻を置いている。

専門職学位課程には、教職開発専攻を置き、学校教育における諸問題を組織的に解決でき、教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる教員の養成を目指している。

2-3. 特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科においては、特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_nara-edu_d201603.pdf